

大正10年法 第1類
 化学品、薬劑及医療補助品

大正10年法		書換表示		備考
商品	区分	商品	類似群	
化学品				01
酸類	1	無機酸類，有機酸類	01 A 01	02
塩類	1	無機塩類，有機塩類	01 A 01	03
亜爾加里	1	アルカリ	01 A 01	
漂白粉	1	漂白粉（洗濯用のものを除く。）	01 A 01	
	3	洗濯用漂白粉	01 A 01	
樹脂	1	アラビヤゴム	01 A 01	04
	2	マスチック，松脂	01 A 01	
膠	1	にかわ（事務用又は家庭用のものを除く。）	01 A 02	
	16	事務用又は家庭用のにかわ	01 A 02	
燐	1	りん	01 A 01	
酒精	1	エチルアルコール	01 A 01	
偪里設林	1	グリセリン	01 A 01	
薬劑	1	硫黄（化学品），オゾン，酸素ガス，しょうのう，しょうのう油（化学品），蒸留水，人造しょうのう，炭酸ガス，はっかのう，はっか油（化学品），竜のう	01 A 01	
	1	硫黄（非金属鉱物）	06 B 01	
	3	じゃ香，香精（精油からなる食品香精以外の食品香精を除く。） 芳香油（しょうのう油（化学品）・はっか油（化学品）を除く。）	04 D 01	
	5	薬劑（蚊取線香その他の蚊駆除用の薫料・日本薬局方の薬用せっけん・薬用酒を除く。）	01 B 01	05
	5	ばんそうこう	01 C 01	
	30	食品香精（精油のものを除く。）	04 D 01	
	30	食塩	31 A 04	
規那塩	5	キナ塩	01 B 01	
莫兒比涅	5	モルヒネ	01 B 01	
丁幾劑	5	チンキ劑	01 B 01	
舎利別	5	シロップ劑	01 B 01	
煎劑	5	煎劑	01 B 01	
水劑	5	水劑	01 B 01	
浸劑	5	浸劑	01 B 01	
丸薬	5	丸薬	01 B 01	
膏薬	5	膏薬	01 B 01	
散薬	5	散薬	01 B 01	
錠薬	5	錠薬	01 B 01	
煉薬	5	煉薬	01 B 01	
生薬	5	生薬	01 B 01	
薬油	5	薬油	01 B 01	
香精	3	香精（精油からなる食品香精以外の食品香精を除く。）	04 D 01	
	30	食品香精（精油のものを除く。）	04 D 01	
石灰	5	石灰	01 B 01	
硫黄	1	硫黄（化学品）	01 A 01	
	1	硫黄（非金属鉱物）	06 B 01	
	5	硫黄（薬劑）	01 B 01	
鉱水	5	鉱水	01 B 01	

大正10年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
麝香	3	じゃ香	04 D 01	
打粉	5	打粉	01 B 01	
食塩	30	食塩	31 A 04	
艾	5	もぐさ	01 B 01	
黒焼	5	黒焼き	01 B 01	
防腐剤	5	防腐剤	01 B 01	
防臭剤	5	防臭剤（身体用のものを除く。）	01 B 01	
駆虫剤	5	駆虫剤	01 B 01	
医療補助品				06
繃帯	5	包帯	01 C 01	
綿紗	5	綿紗	01 C 01	
綿撒糸	5	綿撒糸	01 C 01	
脱脂綿	5	脱脂綿	01 C 01	
海綿	5	医療用海綿	01 C 01	
	16	海綿（文房具）	25 B 01	
オブラート	5	オブラート	01 C 01	
氷嚢	10	氷のう	01 C 01	
水枕	10	水まくら	01 C 01	

01 現行の「化学品」に属する商品は、大正10年法の第70類を含む複数の区分から移行されており、かつ、第70類に属する「化学剤」の範囲が特定できないので、「化学品」の書換表示はできない。

02 「酸類」の書換表示も認められる。

03 「塩類」の書換表示も認められる。

04 「樹脂」の概念は現行の区分になく、また、大正10年法の「樹脂」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「樹脂」の書換表示はできない。

05 「蚊取線香その他の蚊駆除用の薫料」は、大正10年法第67類に属する。

「日本薬局方の薬用せっけん」は、大正10年法第4類に属する。

「薬用酒」は、大正10年法第38類に属する。

06 「医療補助品」の概念は現行の区分になく、また、大正10年法の「医療補助品」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「医療補助品」の書換表示はできない。